

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。いじめに対してはいじめられる子が絶対に悪いという姿勢を全職員で共通理解し、加害者の正当性を是認することの無いように意識していく。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 学校いじめ対策組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ撲滅に向けた学校としての取組として指導内容やアンケートなどの年間計画を作成する。そして、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

必要に応じて、関係職員及び総務の適切なメンバー構成で小委員会を開催する。

(1) 「学校いじめ対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく年間の取組の企画と実施

- ・年間指導計画の作成及び指導内容の指示をする。
- ・毎学期に1回生活アンケート及び個人面談を行い、学校におけるいじめ防止に向けて、全職員が共通意識をもって活動する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや個人面談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を随時発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけ関係職員を交えたいじめ対策小委員会を開設する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を日常的に見守り、継続的な指導・支援を行い再発防止に努める。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、思いやりを軸にした共に成長していく学

級づくりを進める。

- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットやスマートフォンの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットやライン上でのいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 保護者によって組織される「いじめ防止モニター」を拡大し、防犯パトロール隊や民生委員・児童委員に登録をお願いし、より多くの目で児童を見守る。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 生活アンケートや個人面談を毎学期実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努めるとともに、いじめを意識づけることで抑止につなげる。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 「子どもSOSほっとライン24」（「24時間子供SOSダイヤル」）や子ども相談センター等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ いじめを見たり聞いたりした子が止めたり、大人に知らせたりする等いじめに対する無関心を無くす指導をする。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を徹底して守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネットやライン上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) 学校評価や保護者への生活（いじめ）アンケートを年に2回実施（6月、12月）する。また、学校評議員会やいじめモニター会議などの地域・保護者等の外部からの声を聴く。これらも参考にして「いじめ対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【 重大事態の対応フロー図 】



